

新藤枝環境管理センター整備・運営事業
入札説明書等に対する質問への回答（第1回）

平成29年11月6日
志太広域事務組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	2	II	1	(4)オ (ア)	事業者が行う業務	各種申請及び申請支援として、生活環境影響調査等が記載されております。お考えの内容をご教示願います。	生活環境影響調査の予測値を超過する場合における、再評価が必要となる場合を想定しております。
2	2	II	1	(4)オ (イ)d	本組合が行う業務	「旧施設」との記載がありますが、別紙1に添付の「既設処理棟」も該当すると理解して宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	2	II	1	(4)オ (イ)d	本組合が行う業務	「旧施設の解体、解体後の跡地整備」との記載がありますが、地中に旧躯体（既設処理棟を想定）が地中障害物または地中埋設物として残置されていた場合、解体撤去工事は貴組合所掌との理解で宜しいでしょうか。 所掌である場合、本整備業務中に解体工事を実施され、建設工事受託者と取合い調整を行うことで宜しいでしょうか。 所掌でなく本工事に含める場合は、貴組合より御提示の工事約款第18(3)に従い、旧施設躯体撤去数量積算を確認・想定するために施設撤去工事発注資料や施工時写真等積算可能な資料を御提示願います。	前段につきましては、原則、事業者の所掌となりますが、協議によります。また、後段につきまして提示可能な資料はございません。
4	2	II	1	(4)オ (イ)e	本組合が行う業務	沈砂及び灰の運搬・処分は組合殿所掌ですが、積み込みも組合殿としてよろしいでしょうか。	運搬・処分は、お見込のとおりです。積み込みまでは、事業者の所掌としてください。
5	2	II	1	(4)オ (イ)f	本組合が行う業務	「資源化物（リン）の有効利用」とありますが、明確な項目がございましたらご教示願います。	要求水準書 第二編 1.3(2)をご参照ください。
6	4	IV	1	ウ	入札参加資格者の備えるべき参加資格要件	「選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。」とございますが、「その支援」「協力」とは、受託者からの下請け等による業務の請負も可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約に基づき、構成企業からの下請けについても可能です。
7	6	IV	2	(8)	著作権	落札者以外の入札提案書類の使用等の期間については、落札者の決定までを限度とし、以降の公表に関しては、提案者の同意が必要であると考えてよろしいでしょうか。	落札者の決定以降についても、入札説明書に示した範囲においてのみ使用する場合があります。
8	6	IV	2	(11)	入札予定価格の公表	貴組合には、建設工事について低入札価格調査取扱要領、最低制限価格取扱要領が定められていますが、本件に適用されると考えて宜しいでしょうか。また、運営維持管理については同じような取り扱いがありますでしょうか。	最低制限価格は設けませんが、下記のとおり低入札価格調査制度を適用します。 ①調査基準価格：建設工事請負契約、運営委託契約ごとに上限金額の90% ②失格判断基準：上記契約ごとに調査基準価格の80% ③契約保証金：上記契約ごとに調査基準価格を下回る金額で契約した場合、建設工事請負契約は請負代金の30%以上、運営委託契約は年間委託料金額の30%以上 ④その他 別紙志太広域事務組合新環境管理センター整備・運営事業に係る低入札価格調査取扱要領のとおり
9	8	IV	3	(3)エ (イ)	参加資格審査申請書類及び添付資料	当社は一部上場企業の100%子会社です。連結決算書類は親会社との連結決算書類と考えて宜しいですか。	構成企業に連結子会社がある場合に、連結決算書類の提出を求めます。
10	10	IV	3	(7)	提案書の受付	正1部、副20部提出とありますが、正1部は応募者の社名又はグループ名入り、副20部は記載なしと考えて宜しいでしょうか。	副本は、正本の写しを想定しており、記載内容は同一としてください。ただし、応募者名はグループ名とし、構成員の名称は、匿名としてください。
11	10	IV	3	(7)	設計図書	データの提出についてはWordもしくはExcelによるのご指示ですが、図表やイラスト等を用いるため、ご指示のファイル形式ではサイズが大きくなりすぎ、表示が不安定になる可能性がございます。このためPDF形式による提出に代えさせて頂きたく考えますがよろしいでしょうか？	設計・建設業務に関する提案書、運営業務に関する提案書及び事業計画に関する提案書については、WordまたはExcelにて提出してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
12	10	IV	3	(7)イ (ケ)③	設計基本数値	計画根拠として、物質収支及び用役収支に係る設計算出根拠のみを提出するものと理解してよろしいでしょうか。 また、提出時のサイズはA4版で作成し、その他設計図書のA3版の中に綴じ込むものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
13	10	IV	3	(7)イ (ケ)④	図面関係	土木建築に係る一般図（平・断・立面図、仕上表等）の作図は不要と考えてよろしいでしょうか。 また、鳥瞰図も不要と考えてよろしいでしょうか。	一般図及び鳥瞰図の作図をお願いします。
14	10	IV	3	(8)	提案書に関するヒアリング	「～実施する場合がある」とありますが原則ヒアリングを実施すると考えて宜しいですか。	お見込のとおりです。
15	14	VI	7	(2)	本施設の運営業務に対する対価	平成33年から平成47年までの間、50,187k1/年処理することとして入札価格を算定するとありますが、SPCの長期収支計画も各年度同一処理量として作成して宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
16	14	VI	7	(2)	本施設の運営業務に係る対価	平成33年度から平成47年度までの間、50,187k1/年を処理することとありますが、実際に運営業務が始まった際には搬入計画をご提示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	搬入量を事前に示すことはできません。
17	14	VI	7	(2)	本施設の運営業務に係る対価	「なお、平成33年度から平成47年度までの間、50,187k1/年を処理することとして…」とありますが、365日換算では137.5k1/日となります。 定格処理能力160k1/日との関連性について、ご教示をお願いします。	提示した処理量には、月変動係数を見込んでいます。
18	14	VI	7	(2)	本施設の運営業務に係る対価	「委託料は年4回支払われるものとする」とあります。1回あたりの支払額は、事業者が提案した当該事業年度の委託料を4等分した額と理解してよろしいでしょうか。	固定料金については、四半期あたりの金額を提案してください。
19	14	VI	7	(2)	本施設の運営業務に係る対価	「平成33年度から平成47年度までの間、50,178k1/年を処理することとして入札価格を算定」とありますが、変動費については搬入量の増減は考慮せず、搬入量は50,178k1/年の一定で積算するということでしょうか。	入札価格、様式第15-6号様式の営業収入においては、お見込のとおりです。
20	14	VI	7	(2)	表 委託料に関して提案を求める事項	様式第15-1号の書式でも同様の記載がありますが、委託費の改定がない限り、固定料金は補修費を合わせて事業年間一定での御支払いと思料してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
21	14	VI	7	(2)	表 委託料に関して提案を求める事項	変動料金は委託費の改定がない限り、し尿、浄化槽汚泥の受入量合計に変動料金単価を乗じた金額での御支払いと思料してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
22	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	委託料の見直し方法について、以下の3点の質問も含め、事業者決定後の運転管理業務委託契約書締結前に、詳細に確認させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
23	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	改定に際して、前年度の3月の指数は4月末に発表されるため、当該年度の見なおしは、前年度の数値が出揃う5月度に行い、第1四半期のお支払いまでに当該年度の料金が確定するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
24	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	計算式に採用される各数値の有効数字をご教示願います。	消費者物価指数であれば、公表数値である小数点第1位まで用いることを想定しています。
25	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	見直しの作業は、事業者が計算書を作成して貴組合に報告することにより、改定されるものと理解してよろしいでしょうか。	組合も確認作業は進めますが、事業者からの計算書提出を求めることを想定しています。
26	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	I _{n-1} /I ₂₉ のいわゆる指標の変動率の如何に拘わらず、毎年改訂があるということでしょうか。 ないしは指標の変動率が±〇%を超えた場合に改訂があると御考えでしょうか。	指標に変動があった場合は毎年度改定します。改定のための最低変動率は設定しません。
27	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	「I ₂₉ ：平成29年度の指標値の平均」と記載されていますが、具体的に該当月を御教示願います。（平成29年〇月～〇月、ないしは契約月で判明している指数から最新の過去12ヶ月分等）	平成29年4月から平成30年3月までの12ヶ月間です。
28	15	VI	7	(4)	リスク管理の方針	事業者・貴組合どちらの責任でないケース、責任の所在が不明のケースについては、貴組合と協議事項になると理解してよろしいでしょうか。	例えば、法令変更リスクは組合負担、不可抗力リスクは組合が主分担となります。その他、特定事業契約書案に示したとおりとします。
29	15	VI	7	(4)	リスク管理の考え方	実施方針の質問回答を踏まえたリスク分担表のご提示をお願い致します。	実施方針に示したリスク分担表は、入札条件としては示しません。リスク分担は、特定事業契約書案に示したとおりとします。
30	15	VI	7	(4)イ	予想されるリスクと責任分担	運営委託仮契約書に記載されているリスク及びそれ以外のリスクについて、リスク分担表の貴組合の案があれば御提示願います。	No. 29をご参照ください。
31	15	VI	7	(5)	保険	貴組合にて加入予定の「建物災害共済」の詳細を教えてください。	共済の内容とは関係なく、事業者には全国自治協会（建物災害共済）からの求償に備えるため加入を求めています。
32	15	VI	7	(5)	保険	「SPCは第三者賠償保険等に加入する」とあります。これに関して、運営企業が加入している第三者賠償保険などで付保してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
33	15	VI	7	(5)	保険	「本組合は、…建物災害共済に加入する」とありますが、建物災害共済には火災保険の内容も含まれているものと理解してよろしいでしょうか。	No. 31をご参照ください。
34	16	VII	4	(1)	当事者の責に依らない事由で事業継続が困難な場合	「設計・建設期間においては、協議が整わない場合、本組合は契約を解除できるとありますが、双方とも契約解除ができるとして頂けますでしょうか。	入札説明書に示したとおりとします。
35	17	VII	6	(1)	運営モニタリング	貴組合にて行われる運営モニタリングの実施頻度についてご教示願います。	原則として月単位を想定していますが、随時モニタリングもあり、頻度は定めません。
36	18	VIII	1	(2)	契約手続	「落札者はSPCを設立し、」とあります。施設建設後、運営事業者が設立する株式会社の設置場所を施設所在地に移転することは可能でしょうか。	原則として認めません。
37	18	VIII	1	(2)	契約手続	「また自らも締結する」とありますが、誰と誰が何の契約をするものかご教示願います。	落札者が、SPCとともに、組合と基本仮契約を締結することを示しています。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
38	-				入札説明書の位置づけ	平成29年8月24日付けで公表された「新藤枝環境管理センター整備・運営事業 実施方針に対する質問及び意見への回答」は本事業の入札公告内容にも適用されると認識してよろしいでしょうか。	実施方針及び当該質問回答書は、入札条件には含めません。
39	-					現場を確認したいのですが、現地での説明会開催予定はありますか。ない場合は、希望すれば現地の確認は可能でしょうか。	現地での説明会開催予定はありません。また、現地確認は、個別の申し出によります。

■要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
40	1	1	1.2	1.2.2	施設規模	コミュニティ・プラント汚泥及び農業集落排水汚泥の搬入割合をご教示願います。	コミュニティ・プラント汚泥は0.2%、農業集落排水汚泥は3.5%です。
41	1	1	1.2	1.2.3(5)	臭気処理	濃度系統別の各処理方式において、安全性・維持管理の効率性を考慮したご提案を行うことは可能でしょうか。	提案を可としますが、臭気防止にかかる要求事項を満足するようにしてください。
42	4	1	1.3	1.3.3(2)6)	都市計画事項等	緑地率ですが、既設緑地も含めて10%と判断してよろしいでしょうか。 緑地率10%以上の対象となる敷地範囲を、別紙3にお示し下さい。	別紙3に示す工事範囲内にて緑地率10%以上を確保するようにしてください。
43	4	1	1.3	1.3.3(2)7)	その他	「河川法55条に基づく申請」とありますが、大井川の河川区域・河川保全区域をお示し下さい。	河川区域は河川法第6条に示される1号地から3号地、大井川の河川保全区域は河川区域界から18.18mの範囲になります。
44	4	1	1.3	1.3.3(4)1)	敷地周辺設備 電気	電気の第一柱の取合点について、ご指定場所をご教示願います。	別紙5に示します。
45	4	1	1.3	1.3.3(4)1)	敷地周辺設備 電気	施設完成後、既設処理場への電源供給有無、また、供給する場合その期間についてご教示願います。	施設完成前の試運転開始時（受電切替後）より、既設処理場への電力供給が必要となります。また、期間については、試運転開始後から約半年を見込み、その後も配電が可能となるよう計画してください。なお、配電された電力料金は、組合が支払うため、当該電力量が測定可能となるようにしてください。
46	4	1	1.3	1.3.3(4)2)	生活用水	上水の取合い点を別紙3で示して頂いておりましたが、この取り合い点での管種、口径、埋設深さ、上水道圧力をお教え下さい。	お見込のとおりです。なお、配管の管種はVP、口径は30mm、圧力は0.306MPa、埋設深さは30cmです。
47	4	1	1.3	1.3.3(4)5)③	その他	受注者が行う放流管の維持管理項目をご教示願います。	定期点検、補修及び内部の清掃を実施してください。
48	4	1	1.3	1.3.3(4)5)③	その他	「既存の井戸を活用する場合は、工事受注者が維持管理を実施する」とありますが、各井戸の仕様・浚渫状況・使用状況、各井戸ポンプ仕様をお教え下さい。	各井戸の仕様は、別紙6をご確認ください。なお、浚渫土は特に確認されておらず使用状況は良好です。
49	4	1	1.3	1.3.3(4)5)③	その他	「放流管については、受注者が維持管理を行う」とありますが、既設放流管の管種、口径、埋設深さ、既設放流槽から大井川放流点迄の放流ルートをお示し下さい。	次のとおりです。 敷地内：VP管口径φ125mm 埋設深さ 約600mm。 水管橋：SGP200 県道～大井川間：ダクタイル鋳鉄管 その他は、別紙7に示すとおりです。
50	4	1	1.3	1.3.3(5)③	放流管	放流管の工事範囲をご提示願います。既存の放流管は、既設より本工事用地を経て、大井川まで敷設されているものと判断します。新設放流管の敷設は工事用地内の適切な場所で既存配管に接続するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
51	5	1	1.4	1.4.4(2)	許認可申請	都市計画法第11条の（都市施設）の位置指定、第29条の（開発行為）の許可あるいは除外に係る申請等は貴組合によってなされていると考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
52	5	1	1.4	1.4.6	生活環境影響評価	生活環境影響調査に示される数値は、本要求水準書に反映されていると判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
53	8	1	1.6	1.6.1(2)3)	遵守事項	監理技術者は、設計期間と工事期間で別々の者を選任することは可能でしょうか。	提案を可とします。
54	10	1	1.6	1.6.3(4)4)	施工時間帯	施工時間帯について、「施工時間は原則として8～18時の間」とありますが、準備、片付けは除くと考えてよろしいでしょうか。	準備、片付けを含むものとしてください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
55	10	1	1.6	1.6.4(1)	残存工区物及び樹木	既設車庫棟の移設については、同程度の仕様で建替えも可と理解してよろしいでしょうか。	車庫棟の移設は不要です。
56	10	1	1.6	1.6.4(1)1)	残存工作物及び樹木	「工事用地に何らかの工作物や樹木があった場合は、監督員の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去及び処分する。」とありますが、工作物とは具体的に何か存在が明確なものがあるのでしょうか。資料を提示願います。資料に無い工作物の撤去と処分費用は積算ができないため、別途精算対象と考えて宜しいでしょうか。	別紙3に示す工事範囲内に現存する、工作物や樹木を指し、それらについては、原則、事業者が撤去するものとしてください。
57	10	1	1.6	1.6.4(1)1)	残存工作物及び樹木	「工事用地」とありますが、別紙3の工事範囲と判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
58	10	1	1.6	1.6.4(1)2)	残存工作物及び樹木	「工事敷地範囲内にある車庫棟」とありますが、既設管理棟北東にある車庫棟（工事敷地範囲外）のことを指すものと考えてよろしいでしょうか？ また、工事期間中も原位置で使用可能である場合は、移設は不要と考えてよろしいでしょうか？	No.55をご参照ください。
59	10	1	1.6	1.6.4(1)2)	残存工作物及び樹木	「工事範囲内にある車庫棟については、～」と記載がありますが、本項目は新大井川環境管理センターにかかるものであり、新藤枝環境管理センターにおいては該当しないものと考えて宜しいでしょうか。	No.55をご参照ください。
60	10	1	1.6	1.6.4(2)	地中障害物	「地中障害物の存在・・・受注者の負担において・・・」とありますが、地中障害物は工事約款第18条第1項(4)、(5)に該当する事項であり、第5項により工期若しくは請負代金額の変更に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	原則、事業者の所掌としますが、協議によるものとします。
61	10	1	1.6	1.6.4(2)	地中障害物	処分は請負者の負担とのことですが、想定される障害物の資料を提示願います。	現状、特にございません。
62	10	1	1.6	1.6.4(2)	地中障害物	地中障害物に関してご提示いただいた資料により想定不能障害物については、貴組合のご負担と考えてよろしいでしょうか。	No.60をご参照ください。
63	10	1	1.6	1.6.4(2)	地中障害物	「地中障害物につき、受注者の負担において適切に処分するもの」とされております。地中埋設物についても同様の解釈で宜しいでしょうか。 本件は、貴組合の指定する土地に本施設を建設するものであり、地中障害物及び地中埋設物については受注者においてコントロールできる事項ではありません。 したがって、敷地内に地中障害物及び地中埋設物が存在することが判明した場合、受注者が予め当該障害物・埋設物の存在を明確に把握していた（別紙1 既設処理棟解体撤去工事を受託していた）事実がない限り、当該障害物の撤去、処分等に係る費用は積算不可能と考えております。よって、貴組合においてご負担頂きたいと思っております。	No.60をご参照ください。
64	10	1	1.6	1.6.4(3)	建設発生土の処分	建設発生土の場内仮置場は、既設処理棟の東側緑地等の空スペースも使用可能でしょうか。	既設処理棟の東側緑地等の使用はできません。
65	10	1	1.6	1.6.4(3)	建設発生土の処分	残土が発生した場合の処分は受注者の負担とのことですが、想定される障害物の資料を提示願います。	No.61をご確認ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
66	10	1	1.6	1.6.4(3)	建設発生土の処分	処分を要する土砂は建設残土として取り扱える性状であり、土壤汚染対策法に係る調査及び何らかの対策が必要となった場合の費用は貴組合のご負担と考えてよろしいでしょうか。	今後調査予定のため、お見込のとおりです。
67	10	1	1.6	1.6.4(3)3	建設発生土の処分	「余剰な残土が生じた場合は、受注者の責任において適切に処分すること」との記載がありますが、今回工事に際し、地歴調査や土壤汚染調査は工事範囲外と考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
68	10	1	1.6	1.6.4(3)3	建設発生土の処分	万が一、発生土が汚染されていたと判明した場合、建設残土の処分対策費は積算不可能と考えます。よって、別途ご精算頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
69	14	1	1.6	1.6.5(4)	工事範囲外	特記の備品類は一般的な仕様と理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
70	19	1	1.9	1.9.1(8)8	その他	「水槽類の防食槽」とありますが、防食を施した水槽の機能について保証するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
71	19	1	1.9	1.9.2(3)	性能試験者とその期間	「性能試験期間として少なくとも3日間以上」とありますが、最終日にP30記載の分析項目①放流水質、②排ガス、③騒音、④振動、⑤悪臭を測定することでよろしいでしょうか。	測定日につきましては、お見込のとおりです。なお、測定頻度については、次のとおりとさせていただきます。 ①放流管にて6時間ごとに1回以上 ②運転時間中に排出口にて1回以上 ③要求水準書 第一編 2.3.3 に示す時間帯ごとに1回以上 ④振動 同上 ⑤運転時間中に脱臭装置排出口にて1回以上
72	20	1	1.10	1.10.1(2)1)	施工のかし担保	1)コンクリート躯体部分は10年とありますが、どういう状況を かし が有ると判断されますか。例えば漏水を伴わないようなクラックの場合は かしが無いと判断してよろしいでしょうか。	個別事案によりませんが、例えば、コンクリート槽類におけるクラックについてもその成長可能性があり、漏水をはじめ施設稼動に著しく影響すると判断される場合も含まれます。
73	22	1	1.11		提出図書	具体的な提出図面については実施設計協議にて決定するものとして宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
74	23	1	1.11	1.11.2	施工承諾申請図書	施工に当たり、事前に承諾申請図書を提出して貴組合の承諾を得るものとされておりますが、提出後、貴組合の承諾の可否の通知までにかかる期間をご教示願います。また、工事の遅延を避けるため、貴組合が正当な理由なく当該期間内に承認の有無の通知を行わない場合、受注者は工事に着工することができるものとして頂きたく、ご検討をお願いいたします。	前段については、協議期間の長短や提出図面の精度によるものと考えています。後段につきましては、提出図面の大きな不備等がないことを前提に、お見込のとおりです。
75	26	2	2.1	2.1.8(3)	耐震設計	「構造体以外の重要度係数はⅡ類」、とありますが、「構造体の重要度係数はⅡ類」と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
76	28	2	2.2	2.2.2(1)1)	搬入時間、運転時間	し尿等の搬入は、土曜日にも実施されるものですが、2.2.3項での各設備運転時間の記載内容から、受入を行わない場合があると観察されます。受入貯留設備の各装置は稼働日6日/週、汚泥処理設備（焼却設備含む）は稼働日5日/週を条件として能力決定するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおり、土曜日に受入する日もございますが、各装置の稼働日は、次のとおりとします。 受入貯留設備 6日/週 汚泥処理設備 5日/週 なお、土曜日における焼却設備の稼働は不可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
77	28	2	2.2	2.2.2(3)	焼却残さ搬出車両	各搬出車両の全長、高さなどの寸法をご教授願います。	参考として次のとおりです。 (1)汚泥搬入関係 1) 2t車バキューム車 長さ：6.19m×幅：2.18m×高さ：2.40m 2) 4t車バキューム車 長さ：5.86m×幅：2.17m×高さ：2.65m 3) 10t車バキューム車 長さ：9.54m×幅：2.49m×高さ：3.05m (2)搬出関係 1) 薬品搬出車両 (12klタンク車) 長さ：9.86m×幅：2.49m×高さ：2.98m 2) 燃料搬出車両 (14klタンク車) 長さ：9.11m×幅：2.49m×高さ：2.98m 3) 焼却残さ搬出車両 (フルトレーラー車)
78	28	2	2.2	2.2.2(3)3)	焼却残渣搬出車両	①～④の各車両の図面及び仕様をご教示願います。また、なお焼却残渣の積込については各車両ごとに適切な方法をご提案するという判断でよろしいでしょうか。	前段につきましては、No.77をご参照ください。 また、後段につきましては、脱却式コンテナにより1回当り概ね8.5t程度の積替を行い民間最終処分場へ搬出を行う計画とします。コンテナへの積込は新施設内で実施するものとし、脱却式コンテナはフルトレーラーにて運搬し、搬出時に空のコンテナ(別紙8)を設置する計画としてください。なお、新大井川環境管理センターを含めた輸送効率の観点から、脱着式コンテナ1つ分に相当する灰ホップの設置をお願いいたします。
79	28	2	2.2	2.2.2(3)4)	沈砂等	パッカー車(最大10t車)の利用は、①P45沈砂除去洗浄装置で洗浄した砂、②P48細砂除去装置で除去した砂の搬出に利用されるご計画でしょうか。	両者の搬出を想定しています。
80	28	2	2.2	2.2.3	各設備の運転時間	汚泥処理設備の運転時間は要求水準書記載の5日/週、5時間/日でなく各社提案としてよろしいでしょうか。また、その場合夜間運転も可としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。 なお、夜間及び土日における焼却設備の稼働は出来ません。
81	28	2	2.2	2.2.3(5)	各設備の運転時間	汚泥処理設備について、受入を行う土曜日は6日/週と記載がありますが、焼却設備についても土曜日に運転を行うことが可能との理解で宜しいでしょうか。	土曜日の運転はできません。
82	29	2	2.2	2.2.5	浄化槽汚泥の性状	見積仕様書の記載と比べると、BODの値が50%以上減少しております。実績値に基づく設定とのことでしたが、今回要求水準書の値(設計要領)を正として設計をやり直すことで宜しいのでしょうか。	お見込のとおりです。
83	29	2	2.2		性状	コミュニティ・プラント汚泥及び農集排汚泥の性状をご教示願います。	参考として、別紙9に示します。
84	30	2	2.3	2.3.2	排出ガス	平成30年4月1日から施行される「改正大気汚染防止法」に基づく水銀大気排出規制についても排出基準を満足させるとの理解でよろしいでしょうか。(新設炉の規制値：30μg/m ³ Nが適用と判断してよろしいでしょうか。) また、新設稼働後の搬入し尿等において、水銀及び水銀加工物が混入する可能性及び混入想定量についてご提示願います。	前段につきましては、お見込のとおりです。 後段につきましては、水銀及び水銀加工物が混入があるものとして計画してください。なお、想定量は不明です。
85	30	2	2.3	2.3.3	騒音	敷地境界線をご教示願います。	別紙1に示すとおりです。
86	30	2	2.3	2.3.3	騒音	敷地境界線を別紙1にお示し下さい。 なお、南西側(大井川側)の敷地境界は、現状のネットフェンスと判断してよろしいでしょうか。	前段につきましては、別紙1に示すとおりです。また、後段につきましては、お見込のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
87	31	2	2.3	2.3.3(3)	騒音	(3)夕、夜間の騒音規制基準が45db以下とありますが、現在の暗騒音をご教示願います。	暗騒音は、試運転開始前に事業者が確認してください。
88	31	2	2.3	2.3.6	資源化物	「受注者が本組合に助言する、資源化物の頒布先における受入品質を満たすこととする」との記載がありますが、受注者にて頒布先を提案するものとし、それに見合う提案を行なうことで宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
89	32	2	2.4	2.4.1	沈砂	場外搬出処分とありますが、現施設での場外処分方法（運搬業者、運搬車両、運搬頻度、処分業者、処分先）を御教授ください。	運搬業者、運搬車両、運搬頻度、処分業者及び処分先は、各年度の契約相手方によります。なお、想定される運搬車両については、要求水準書第一編 p28に示すとおりです。
90	32	2	2.4	2.4.4	焼却残渣	場外搬出処分とありますが、現施設での場外処分方法（運搬業者、運搬車両、運搬頻度、処分業者、処分先）を御教示願います。 なお、別紙4に民間委託事業者名がございしますが、継続採用される予定でしょうか。	No.89をご参照ください。
91	33	2	2.5	2.5.2(3)	高度処理工程	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式（膜利用）において、高度処理工程では[砂ろ過]は不要となります。[]内の記載は参考であり、提案可能なものと考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
92	35	3	3.1	3.1.1(4)	プラント機械設備共通仕様	「機器類の塗装は各社の標準塗装とし」と記載ありますが「P403.1.12 機器類の塗装」では「機械設備工事一般仕様書の準拠」と記載があります。どちらを正として取り扱うべきでしょうか。	3.1.12項を基準とします。なお、これによらない場合は、組合との協議によります。
93	35	3	3.1	3.1.1(4)	プラント機械設備共通仕様	「機器類の塗装使用は各社標準塗装」と記載がありますが、「3.1.12 機器類の塗装」においては、原則として日本下水道事業団編著の『機械設備工事一般仕様書』に準拠と記載があります。各社標準塗装として宜しいでしょうか。	No.93をご参照ください。
94	35	3	3.1	3.1.1(4)	プラント機械設備共通仕様	「機器類の塗装は各社の標準塗装とし、…」と記載されていますが、3.1.12項では「機器類の塗装仕様については、原則として日本下水道事業団編著の「機械設備工事一般仕様書」に準拠し、…」とあります。塗装仕様は汚泥再生処理センターで標準的に採用される仕様であるメーカー標準を正と考えてよろしいでしょうか。	No.93をご参照ください。
95	36	3	3.1	3.1.3(7)	ブロワ及びコンプレッサ類	防音室に余裕のある鉄筋コンクリート造の給気ロススペース、排気口を設けるとありますが、ブロワ室が地下配置で地上から鋼板製ダクティングでブロワ空気をブロワ室内に給排気する計画の場合は事業者提案事項として頂きたく存じます。宜しいでしょうか。	提案を可としますが、騒音及び振動にかかる要求性能を満足するものとしてください。
96	36	3	3.1	3.1.3(7)	ブロワ及びコンプレッサ類	「原則として防音室に設置する」とありますが、特定施設に該当しない小型送風機及び小型コンプレッサ等の軽微なものについては、運転員に健康上の問題が無いと判断される場合、防音室外の設置としてもよろしいでしょうか。	No.95をご参照ください。
97	37	3	3.1	3.1.4(4)	ファン類	運転制御に関連しないファンについては、必要に応じて風量計を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
98	37	3	3.1	3.1.4(7)	ファン類	「原則として防音室に設置する」とありますが、特定施設に該当しない小型ファン等の軽微なものについては、運転員に健康上の問題が無いと判断される場合、防音室外の設置としてもよろしいでしょうか。	No.97をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
99	37	3	3.1	3.1.5(4)	ホッパ、コンベヤ類	「ホッパにはレベル計、同警報計及び重量計を設ける」と記載されていますが、内容量の把握と上限警報の発報が可能な方式として、レベル計と計量装置を併用することによろしいでしょうか。	提案を可とします。
100	37	3	3.1	3.1.5(11)	ホッパ、コンベヤ類	「コンベヤはインバータ制御とし、…」と記載されていますが、制御を必要としないものについては適用外と判断してよろしいでしょうか。 (具体例として、上流側ホッパでインバータまたはツインタイマによる排出量調整を行っているもの等)	提案を可とします。
101	37	3	3.1	3.1.5(11)	ホッパ、コンベヤ類	「コンベヤはインバータ制御」と記載がありますが、脱水汚泥移送装置については不要と考えます。本記載はホッパの切出し部分にかかる記載との理解で宜しいでしょうか。	No.100をご参照ください。
102	37	3	3.1	3.1.5(11)	ホッパ、コンベヤ類	「コンベヤはインバータ制御とし」と記載がありますが、切出し量を制御するコンベヤ以外は定量運転としてよろしいでしょうか。	No.100をご参照ください。
103	37	3	3.1	3.1.5(12)	ホッパ、コンベヤ類	「駆動装置には機械的過負荷保護装置（警報発信付）を設ける」と記載されていますが、維持管理性を考慮し、電氣的保護装置（トルクリミッタ、ショックリレー、ショックモニタ、サーマル等）により保護を行うこととしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
104	37	3	3.1	3.1.5(12)	ホッパ、コンベヤ類	駆動装置には機械的過負荷保護装置（警報発信付）を設ける、と記載ありますが、電氣的保護装置（トルクリミッタ、ショックリレー、ショックモニタ、サーマル等）に代えさせて頂くことは可能でしょうか。	No.103をご参照ください。
105	37	3	3.1	3.1.6(1)2)	液状薬品用	液状薬品はローリー搬入と記載がありますが、消泡剤のほか、消臭剤などの少量使用薬品については除外と考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
106	39	3	3.1	3.1.6(2)14)	粉体薬品用	自動給粉装置を設ける記載がありますが薬剤粉体ホッパから溶解貯槽へ自動で給粉する装置と理解して宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
107	39	3	3.1	3.1.7(7)	点検用歩廊・階段	「歩廊、階段の床材は撓みが無く原則としてグレーチング…」と記載されていますが、運転従事者の安全性（部品落下等による災害防止など）を考慮した材料（縞鋼板等）をご提案することは可能でしょうか。	提案を可としますが、細部につきましては、組合との協議によるものとします。
108	39	3	3.1	3.1.7(7)	点検用歩廊・階段	「歩廊、階段の床材は撓みが無く原則としてグレーチング（亜鉛メッキ）」と記載ありますが作業性（部品やメンテナンス時の汚泥・灰等の落下防止）を考慮し、縞鋼板としてよろしいでしょうか。	No.107をご参照ください。
109	41	3	3.1	3.1.13(9)	その他	原則として自動給脂装置を設けることと記載がありますが、給脂方法は事業者提案事項と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
110	43	3	3.2	3.2.1(2)	受入室	受入室は4t積バキューム車が2台、もしくは1車線に10t積バキューム車が1台の長さが確保されていれば良いと考えてよろしいでしょうか。	10t車がどちらか1車線で1台が受入作業ができるように計画してください。
111	43	3	3.2	3.2.1(2)	受入室	高速シャッター等の「両引き式自動扉」以外の形式を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、開閉速度や臭気防止にかかる要求事項を満足するようにしてください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
112	43	3	3.2	3.2.1(2)3 ①	構造等	“1車線あたり2台同時に投入作業ができるように計画する。また、少なくとも1車線は10t積バキューム車の搬入時に対応できるように計画する”と記載がありますが、10t積バキューム車対応時は1車線あたりの2台同時投入はしないものと考えて宜しいでしょうか。	No. 110をご参照ください。
113	43	3	3.2	3.2.1(2)3 ⑤	構造等	⑤「臭気対策として、受入室から処理室への出入り口には必ず前室及びエアカーテンを設け」と記載ありますが、エアカーテンを設置する場所は人の出入りのある受入室と処理室の間の前室と考えますがよろしいでしょうか。この場合、臭気の拡散防止策としてエアカーテンを設置する代わりに前室を正圧に保つよう提案します。宜しいでしょうか。	提案を可としますが、臭気漏洩防止を二重化する観点からエアカーテンの設置は計画してください。
114	43	3	3.2	3.2.1(2)3 ⑤	受入室	「受入室から処理室への出入口には必ず前室及びエアカーテンを設け…」とありますが、前室及び受入室の臭気漏洩対策を十分行った場合、エアカーテンは不要としてもよろしいでしょうか。（低濃度脱臭設備で前室・受入室は強力に臭気吸引されているため、外部への臭気の漏洩は十分に防げるものと考えます）	No. 113をご参照ください。
115	44	3	3.2	3.2.1(2)3 ⑨	構造等	監視はITVで行い、計量及び集計操作は中央監視室で行いますので、受入室に受入監視室は設けなくてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
116	44	3	3.2	3.2.1(2)3 ⑨	構造等	“受入室には受入監視室を設置する”とありますが、中央監視室で監視装置による遠隔監視を行う場合、不要として宜しいでしょうか。	No. 115をご参照ください。
117	44	3	3.2	3.2.1(2)3 ⑨	構造等	受入監視室を設けるとのご指示ですが、受入作業に支障がないことを前提とした、業務の効率化を図るためのご提案（中央監視室にITVモニタ、インターホン、受入データ処理装置の設置など）により、受入監視室を省略することは可能でしょうか。	No. 115をご参照ください。
118	45	3	3.2	3.2.1(4)3 ④	構造等	“内部配管はSUS製”と記載がありますが、耐食性の観点から樹脂製としても宜しいでしょうか。	臭気配管につきましては、提案を可としますが、その他は、要求水準書に示すとおりとします。
119	46	3	3.2	3.2.1(6)3	数量	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式において、受入槽はし尿及び浄化槽汚泥を区別することなく安定した処理を行うことができる場合は、混合し尿等として扱って宜しいでしょうか。	提案を可とします。
120	47	3	3.2	3.2.2	きょう雑物除去設備	きょう雑物除去設備について、当社実績処理フローでは固液分離装置でのきょう雑物除去及び細砂除去が可能のため、破碎機を除き不要となります。宜しいでしょうか。	提案を可としますが、災害時のし尿由来の紙類の増加に対し問題のない構造であることを前提とします。
121	47	3	3.2	3.2.2(2)5	きょう雑物除去装置	構造等に破碎機の構造等が記載されていると思われます。構造等をご教示願います。	次のとおりとしてください。 ①目詰まりしにくく、点検・清掃が容易な構造とする。 ②接液・接ガス部は、耐食性材質とする。 ③計量タンク（耐食性材質）等により流入量を調整する。 ④スクリーン洗浄装置を設け、目詰まりや油分等の付着に対処できる構造とする。 ⑤ドラム内点検口及び照明を設ける。 ⑥装置内と計量タンクから臭気を捕集する。 ⑦破碎機、夾雑物脱水装置等の関連機器と連動運転を行う。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
122	47	3	3.2	3.2.2(4)4)	きょう雑物移送装置	構造等にきょう雑物除去装置機の構造等が記載されていると思われます。構造等をご教示願います。	次のとおりとしてください。 ①密閉構造とする。 ②接物・接ガス部は、耐食性材質とする。 ③内部の点検・清掃が容易な構造とする。 ④装置内から臭気を捕集する。 ⑤破碎機、夾雑物除去装置、夾雑物脱水装置等の関連機器と連動運転を行う。
123	49	3	3.2	3.2.3(2)	し尿及び浄化槽汚泥供給ポンプ	ロータ材質の記載がありますが、INVによる流量一定制御を可能とし、かつ異物によって閉塞の起こらないその他型式のポンプを採用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
124	54	3	3.2	3.2.5(1)2) 3.2.5(1)3) 3.2.5(1)4)	貯留設備	「③予備用貯留槽」とありますが、P58「(5)予備貯留槽」と同じものと判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
125	54	3	3.2	3.2.5(1)4)	貯留槽	「予備用貯留槽は、3日分以上の容量を見込む。」とありますが、「貯留槽は、3日分以上の容量を見込む。」と読み替えるものと判断してよろしいでしょうか。	予備貯留槽は、3日分以上の容量を見込むものとしてください。
126	54	3	3.2	3.2.5(1)4) ⑦	貯留設備	貯留設備について、貯留槽、分離液槽の合計必要容量をご教示願います。また合計必要容量を確保した場合、かつ、各槽の補修時の対応も考慮されている場合、“予備貯留槽”の機能は満たされているものと考えます。この時、予備貯留槽は不要として宜しいでしょうか。	前段につきましては、安定処理を前提に提案とします。また、後段について、予備貯留槽は単独で設置するようにしてください。
127	54	3	3.2	3.2.5(5)	予備貯留槽	予備貯留槽の必要容量については各社提案としてよろしいでしょうか。	No.125をご参照ください。
128	58	3	3.3	3.3.2(1)4) ⑤	脱窒素槽	運転MLSS濃度について、6000mg/Lを標準とすると記載がありますが、膜分離方式採用のため、処理と膜性能に適切な濃度を設定して宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
129	58	3	3.3	3.3.2(1)4) ⑤	脱窒素槽	「運転MLSS濃度は、6,000mg/lを標準とする」とありますが、処理方式及び運転方法により運転MLSS濃度をご提案するものと判断してよろしいでしょうか。	No.128をご参照ください。
130	63	3	3.3	3.3.3(2)2) ④a)	散気装置	二次脱窒素槽の散気装置について、脱窒素槽と同様にメンテナンスフリーのため、槽内からの引き上げが不要な構造とします。宜しいでしょうか。	提案を可とします。
131	66	3	3.3	3.3.4(6)4) ①	膜吸引ポンプ	膜吸引ポンプについて、膜分離装置と1系列に対し1台とする記載があります。浸漬型膜を採用する場合、ポンプのインバータ調整により膜ユニット1台と2台のどちらも運転が可能です。この実績がある場合、膜ユニット：膜吸引ポンプは2：1の設置としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
132	68	3	3.3	3.3.4(11)4)	余剰汚泥ポンプ	余剰汚泥発生量について、計画汚泥処理量は実態調査に基づくデータがない場合は、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（著.全都清）」に準拠し、し尿処理量に対して8kgDS/m ³ 、浄化槽汚泥処理量に対して6kgDS/m ³ 、凝集分離設備からの汚泥発生量については、計画処理量に対して2kgDS/m ³ とすることで宜しいでしょうか。	提案を可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
133	69	3	3.4	3.4.2	砂ろ過設備	砂ろ過設備は、凝集分離方法により必要に応じて設置するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
134	75	3	3.5	3.5.1(2)	消毒装置	消毒装置について、3種類の記載があります。このうち一つを選択すると考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりですが、所定の放流基準を満足するようにしてください。
135	77	3	3.6	3.6.1	汚泥濃縮設備	提案する処理方式においては、汚泥濃縮槽等の設備が不要となります。本項については処理方式に応じた最適な設備をご提案するということで宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
136	77	3	3.6	3.6.1	汚泥処理設備	汚泥濃縮設備とありますが、P1の1.2.3(2)主処理方式でご指示の膜分離（膜利用）では汚泥濃縮槽等の設備が不要となります。汚泥濃縮設備は必要に応じて設けると判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
137	81	3	3.6	3.6.2(6)4	脱水汚泥ホッパ	「[搬出車両への積み込み]に見合ったものとする」とありますが、非常時等に焼却処理しない場合の対応と判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
138	84	3	3.6	3.6.3(7)4	灰貯留設備	“組合が10t車1台分の焼却灰は溜まった都度、搬出に適した形式とする”と記載がありますが、搬出車両は10tダンプとなる理解で宜しいでしょうか。2.2.2(3)にて焼却残さ搬出車両の記載がありますが、ここに記載されている車両でも対応できる設備とする必要はありますでしょうか。	灰貯留設備は、10tダンプ車が搬出するために適した計画（貯留ホッパ）としてください。
139	84	3	3.6	3.6.3(7)4 ②	灰貯留設備	「焼却灰を灰貯留設備以外に保管する場合は・・・」とありますが、灰貯留設備以外にも灰を貯留するか否かは受注者にて提案するものと考えてよろしいでしょうか。	No.138をご参照ください。
140	94	3	3.9	3.9.1(1)	取水設備	「既存井戸を活用せず」とありますが、既存井戸を活用する場合の条件をお示し下さい。	試運転期間から運営期間終了まで事業者が責任を持って維持管理することが条件となります。
141	94	3	3.9	3.9.2(2)	用水設備	「除鉄・除マンガン設備（必要に応じて設ける）」とありますが、既設井戸水の水質分析結果をお示し下さい。	既存施設では、プラント用水のみの利用で、生活用水は上水使用のため、井戸水の分析は実施しておりません。
142	95	3	3.9	3.9.3	生活用水受水槽	上水のみで生活用水を計画する場合、使用条件に適合すれば、受水槽を経由しない直圧給水方式をご提案することは可能でしょうか。	提案を可とします。
143	98	3	3.10	3.10.2(4)	空気系統	空気系統配管に関して、ブロワ配管については耐食性を考慮しHTVP、HIVP配管を使用しても宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
144	98	3	3.10	3.10.2(7)	配管関係	排水系統に硬質塩ビ管（VU）を使用してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
145	98	3	3.10	3.10.2(9)	配管関係	臭気系統は、SUS管となっておりますが腐食が懸念されますので硬質塩ビ管（VU、E管）を使用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
146	98	3	3.10	3.10.2(9)	臭気系統	臭気系統配管に関して、SUS管では腐食を起こすため、塩ビ等の樹脂製配管を提案しても宜しいでしょうか。	No.145をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
147	98	3	3.10	3.10.2(9)	配管関係 (臭気系 統)	臭気関係の配管は「SUS管」とありますが、汚泥再生処理センターでは塩化ビニール製の採用が一般的です。また臭気配管内では臭気中の硫化水素等に起因した強酸性かつ湿潤状態に置かれることが多く、SUS管では溶接箇所やねじ込み箇所での腐食が懸念されるため、SUS管の採用は焼却設備付近の高熱に晒される部分に限定し、その他部分につきましては塩ビ管を採用してもよろしいでしょうか？	No.146をご参照ください。
148	100	4	4.1	4.1.1(3)3)	電圧等	二次側電圧400Vとの御指示ですが、機器故障時の部品納期等が長期になり、機器の更新時の費用も高額になるなど運営管理上の問題も生じるため、二次側電圧を200Vとする、もしくは200Vを基本として大容量負荷のみを400Vとする提案は可能でしょうか。	200V系と400V系が混在する場合、メンテ上の混乱を考慮し協議によるものとします。 なお、大容量の負荷は、400V系としてください。
149	100	4	4.1	4.1.3(1)	高压引込工 事	南側敷地側の門扉付近にある構内引込第1柱とありますが、該当する電柱を別紙3にお示し下さい。	別紙5に示します。
150	101	4	4.1	4.1.4(2)	動力設備	「動力制御盤には必要に応じて電力計、電流計、指示計又はマルチメーター、表示ランプ、操作スイッチ等を設け…」とありますが、表示ランプ及び操作スイッチは、タッチパネル方式をご提案することは可能でしょうか。	提案を可としますが、基本表示ランプ、操作スイッチは負荷毎に取付けてください。
151	101	4	4.1	4.1.5(2)	動力配線設 備	ダクト、ラック材質について、耐食性耐久性に問題がない場合、屋内でのアルミやSS+亜鉛メッキ製品を使用してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	提案を可としますが、ダクト、ラック、配管の材質については各設置場所の室条件により耐食性耐久性を重視して選定し、組合と協議し決定してください。
152	101	4	4.1. 5	4.1.5(2)	動力配線	「ダクト、ラックは屋内SUS製、屋外SUS製を原則」とありますが、一般的に入手可能で「建築設備設計基準」でも指定されている、高耐蝕性鋼板製、アルミ製、溶融亜鉛めっき製を周辺雰囲気に合わせて選択し採用することは可能でしょうか。	No.151をご参照ください。
153	102	4	4.1	4.1.6(1)2)	照明設備	「指定場所」に関して、ご希望箇所がございましたら具体的にご教示願います。	実施設計時の協議によります。
154	105	4	4.2	4.2.1(5)	テレビ監視 装置	テレビ監視装置について、ご希望箇所がございましたら監視対象箇所と設置台数をご教示願います。	提案によりますが、施設の安全管理及び組合が必要と考える箇所については設置をお願いします。
155	105	4	4.2	4.2.1(5)3)	テレビ監視 装置	設置場所が「受入室、管理棟及び中央制御室」とありますが、受入室にカメラ、管理棟及び中央制御室にモニターを設置すると判断してよろしいでしょうか また、管理棟が合棟の場合は中央制御室への設置のみでよろしいでしょうか。	前段及び後段ともお見込のとおりですが、管理棟の中でも、大研修室においては、見学者向けに中央制御室と同様のモニタ映像が閲覧可能となるように計画してください。
156	106	4	4.2	4.2.3(2)2)	運転管理用 OA機器	運転管理用のパソコンの最低限必要な数量のご指定はございますか。ご教示願います。	特にございません。
157	107	5	5.1	5.1.4(1)	意匠計画	屋根形状は美観に配慮することで、陸屋根および傾斜屋根の選定は提案と理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
158	113	5	5.4	5.4.1(1)	構造及び外 部仕上げ	主処理棟の建築構造は鉄筋コンクリート造、鉄骨造あるいは混構造として計画してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
159	115	5	5.5	5.5.1(1)	構造及び外部仕上げ	管理棟の建築構造は鉄筋コンクリート造、鉄骨造あるいは混構造として計画してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
160	116	5	5.5	5.5.3(6)	大会議室	見学者100人程度を想定した部屋の大きさは、椅子・机を100人分並べられる大きさが必要と理解しております。よろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
161	116	5	5.5	5.5.3(6)	大会議室	2) 3) 室を2分割した状態でそれぞれのスペースに電動スクリーンや天吊式プロジェクター、説明用設備、ホワイトボードが必要でしょうか。(同様の設備が各2式必要ということでしょうか)	大会議室のスクリーン及び天吊式プロジェクターは、一式にて構いません。
162	116	5	5.5	5.5.3(6)	大会議室	「室を2分割できる構造とする」とありますが、内1室を(7)項の小会議室と兼用としてもよろしいでしょうか。	室を2分割可能な大会議室と小会議室は、別々に計画してください。
163	118	5	5.7	5.7.3(1)	門および門扉	今回工事範囲外に既設の門扉が設置されております。今回工事範囲内には門扉は不要と考えて宜しいでしょうか。	本工事にあわせて、既設の門扉は撤去し新設し、運営開始後の維持管理もすることとさせていただきます。
164	118	5	5.7	5.7.3(1)	門及び門扉	大井川側の既設門については、門の塗装補修及び門扉更新と判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
165	118	5	5.7	5.7.3(2)	門・囲障工事	別紙3の工事範囲赤線部に該当する大井川側既設門柱より南側、新幹線側既設門柱より西側に囲障を設けると判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
166	118	5	5.7	5.7.3(2)	門・囲障工事	大井川側の既設門、新幹線側の既設門が、いずれも別紙3の工事範囲外の位置にあります。大井川側の既設門のみを更新すると判断してよろしいでしょうか。	既設門及びフェンスのいずれも更新してください。
167	118	5	5.7	5.7.4(1)	車庫及び倉庫工事	倉庫の必要な大きさをご教示ください。	車庫については、公用車3台分程度が格納できる大きさとしてください。倉庫は、事業者の運営管理上、必要な場合に設置してください。
168	118	5	5.7	5.7.4(2)1)	駐車場工事	一般車用駐車場について、必要な台数をご教示願います。	乗用車15台(うち、障害者2台)、大型バス2台の他、運営事業者用の駐車場を見込んでください。
169	118	5	5.7	5.7.4(3)	場内雨水排水工事	現況の雨水排水図(藤枝勤労者体育館付近を含む)のご提示願います。	別紙10に示します。
170	118	5	5.7	5.7.4(5)1)	場内整備工事	公用車が3台とありますが、公用車とは普通乗用車と判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
171	119	5	5.7	5.7.5(1)	さく井工事	条例に基づき届出のある井戸が6箇所とありますが、各井戸の揚水量、井戸図面、井戸ポンプ仕様をお示し下さい。	No.48をご参照ください。
172	119	5	5.7	5.7.6	藤枝勤労者体育館の排水処理	排水管の取合地点をご教示願います。	別紙7に示します。
173	119	5	5.7	5.7.6	藤枝勤労者体育館	体育館排水の水量、水質、取合点、排水管口径及び関連図面を提示願います。	別紙10に示します。
174	119	5	5.7	5.7.6	藤枝勤労者体育館の排水処理	計画排水量、流入水質、排水地点及び経路について、ご提示願います。また、本施設で処理をするにあたり、取合点・圧送の有無・埋設深さをご教示願います。	No.173をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
175	119	5	5.7	5.7.6	藤枝勤労者 体育館の排 水処理	藤枝勤労者体育館の汚水処理とありますが、この汚水量に含まれる便所排水は施設規模160k1/日に含まれていると理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
176	121	6	6.4	(1)	試験室設備	測定項目及び分析方法は事業者提案でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
177	121	6	6.5		説明用調度 品及び説明 用パンフ レット	説明用調度品の型式及び説明用パンフレットの数量をご指示願います。	前段につきましては、提案によります。後段につきましては、共用開始時点において1,000部を揃えるようにしてください。
178	別 紙2					巻末資料に平成29年2月に実施した柱状図がありますが、「図-1.2」、「4. 調査結果」、「5. 考察」についても平成29年2月に実施したボーリング調査に基づくものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
179	別 紙3					大井川側の門を通行して現施設に入退場している①バキューム車、②薬品車両、③沈砂搬出車両、④焼却灰搬出車両、⑤その他車両の台数をお教え下さい。	車両の種類は、要求水準書 第一編 2.2.2 (2)(3)に示すとおりです。各台数は、概ね下記のとおりです。 ①大型及び小型ともに最大18台/日 ②1台/月 ③1台/月 ④1台/月
180	別 紙3					工事範囲内に敷設されている井戸水の配管がございましたら、ルート、埋設深さ、管種、管口径を別紙3にお示し下さい。	別紙10に示します。
181	別 紙3					工事範囲内に敷設されている放流水の配管がございましたら、ルート、埋設深さ、管種、管口径を別紙3にお示し下さい。	別紙10に示します。
182	別 紙3					工事範囲内のある井戸の使用を工事期間中停止することは可能でしょうか。停止する場合、届出等の必要がございましたら、お教え下さい。	業務に差し障りのない範囲での停止は可能です。なお、届出も不要です。
183	別 紙3					工事範囲内に敷設されている上水の配管がございましたら、ルート、埋設深さ、管種、管口径を別紙3にお示し下さい。	別紙10に示します。
184	別 紙3					工事範囲内に敷設されている電気配線がございましたら、ルート、埋設深さ、用途を別紙3にお示し下さい。	別紙10に示します。
185	別 紙3					新施設完成時、現有管理棟・現有処理棟（トラックスケール、重油タンク、メタノールタンクを含む）・現有車庫・外灯への電源供給は必要でしょうか。必要な場合、電圧、電気容量など必要条件を御教示願います。	No.45をご参照ください。
186	添 付 資 料1				現況図	新幹線側の道路は、建築基準法上の道路と判断してよろしいでしょうか。また、貴組合の敷地内と判断してよろしいでしょうか。	藤枝市の市道認定を受けている、建築基準法第42条第1項第1号道路であり、敷地内ではありません。

■要求水準書（運営・維持管理編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
187	1	1	1.2	1.2.4	業務実施場所	同環境センターの解体業務等に支障をきたす運営及び維持管理とはどのようなことを想定されていますか。	解体工事中、搬入車両動線の交錯する場合などを想定しております。
188	2	1	1.3	(2)2)	循環型社会形成推進交付金申請	「申請等に関わる手続きは本組合が実施するが、受注者は・・・事後評価等に協力するものとする。また申請の際に発生する費用は、受注者の負担とする。」とありますが、受注者の負担すべき費用について想定されているものを具体的にご教示願います。	事後評価及び諸官庁との申請協議にかかる費用を想定してください。
189	2	1	1.3	(2)3)	議会及び住民への説明支援	ここで示す住民とは本施設周辺に居住する地元住民との理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
190	2	1	1.3	(2)3)	議会及び住民への説明支援	「議会及び住民への説明に必要な資料作成等の支援を行う。なお、必要となる費用は受注者の負担とする。」とありますが、受注者の負担すべき費用について想定されているものを具体的にご教示願います。	No. 188をご参照ください。
191	2	1	1.3	(2)4)	資源物（リン）の有効利用に係る実務	入札説明書P2において、資源化物（リン）の有効活用については貴組合が行う業務として記載があり、事業者が実施する実務ではないものと理解しますがいかがでしょうか。	要求水準書に示すとおりです。
192	3	1	1.4	1.4.4	関係官庁への報告・届出	「本組合が、関係官庁へ報告、届出を必要とする場合、本組合の指示に従い、受注者は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をする。なお、関連する経費は全て受注者が負担するものとする。」とありますが、受注者の負担すべき費用について想定されているものを具体的にご教示願います。	諸官庁との打ち合わせ資料の作成及び協議に要する費用を想定してください。
193	4	1	1.4	1.4.7(8)	労働安全衛生・作業環境管理	健康診断の結果を貴組合へ報告するとありますが、個人情報保護法に抵触する恐れがありますので、就業の可否程度の報告と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
194	5	1	1.4	1.4.10(2)	災害発生時の協力	「災害ごみ処理をはじめ、本組合の支持する必要な支援を実施すること。」とありますが、災害ごみとはどのようなものを想定されていますでしょうか。また、処理にかかわる費用については別途ご負担いただくと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
195	5	1	1.4	1.4.10(2)	災害発生時の協力	必要な物資の備蓄で想定されている人数・日数をご教示願います。	提案によります。
196	5	1	1.4	1.4.10(2)	災害発生時の協力	震災、大震災との表記がありますが、大震災として具体的に想定されている地震・津波がありましたらご教示願います。	静岡県第4次地震被害想定に示される程度を想定しております。
197	10	2	2.1	2.1.1	計画処理量	「要求水準書 第一編 2.2.1に示すとおり」とありますが、運営期間中（平成33年度～平成47年度）に適用されると考えてよろしいでしょうか。他に将来予測等のデータがございましたらご教示願います。	前段につきましては、お見込のとおりです。後段につきましては、入札説明書に示すとおりです。
198	12	2	2.3	2.3.1(3)	放流水の水質等 その他	放流水質分析は、月1回以上の自主分析を行なう事と記述がありますが、計量証明書は必要でしょうか。	計量証明書は必要です。
199	12	2	2.3	2.3.1(3)	その他	「自主的に測定し本組合に報告する。」とありますが、測定結果は計量証明を必要としない自主的な測定結果であると理解してよろしいでしょうか。	No. 198をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
200	12	2	2.3	2.3.2	排出ガス	排出ガスの自主測定頻度について月1回以上との御指示ですが、測定頻度については、設備の稼働状況に変更が無ければ大気汚染防止法により定められた頻度とすることは可能でしょうか。	要求水準書に示すとおりです。
201	12	2	2.3	2.3.2(6)	排出ガス その他	排出ガス分析は、月1回以上の自主分析を行なう事と記述がありますが、計量証明書は必要でしょうか。	No. 198をご参照ください。
202	13	2	2.3	2.3.2(6)	その他	「自主的に測定し本組合に報告する。」とありますが、測定結果は計量証明を必要としない自主的な測定結果との理解でよろしいでしょうか。	No. 198をご参照ください。
203	13	2	2.3	2.3.3	騒音	測定頻度については設備の稼働状況に変更が無ければ、適宜最適な測定回数をご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりです。
204	13	2	2.3	2.3.3(4)	その他	騒音分析は、月1回以上の自主分析を行なう事と記述がありますが、計量証明書は必要でしょうか。	第三者機関による計量証明書は、必要とします。
205	13	2	2.3	2.3.3(4) 2.3.4(3) 2.3.5	その他 その他 悪臭	騒音、振動、悪臭の測定は月1回4箇所程度とありますが、測定場所は協議により決定するものと判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
206	13	2	2.3	2.3.4	振動	測定頻度については設備の稼働状況に変更が無ければ、適宜最適な測定回数をご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりです。
207	13	2	2.3	2.3.4(3)	その他	騒音分析は、月1回以上の自主分析を行なう事と記述がありますが、計量証明書は必要でしょうか。	No. 204をご参照ください。
208	13	2	2.3	2.3.5	悪臭	悪臭分析は、月1回以上の自主分析を行なう事と記述がありますが、計量証明書は必要でしょうか。	No. 198をご参照ください。
209	13	2	2.3	2.3.5(3)	放流水	「(3)放流水」は、「(3)臭気指数」と読み替えてよろしいでしょうか。	放流水の特定悪臭物質濃度になります。
210	14	2	2.4	2.4.1 2.4.4	沈砂・焼却残渣	沈砂及び焼却残渣は「場外処分とする」とありますが、現状では別途委託業者が袋詰めをした沈砂及び焼却残渣を貴組合が用意した車輛により、現状と同様の方法で業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	沈砂及び焼却残渣は、事業者が組合の用意する車両に積み替え後、組合が搬出し処分するものとします。
211	15	3	3.2		資格者の配置	電気主任技術者を外部委託としても宜しいでしょうか。	提案を可としますが、諸官庁との協議を行う他、外部委託条件の適合がわかる書類提出するようにしてください。
212	15	3	3.2		資格者の配置	「電気主任技術者は必ず配置する」とありますが、自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託する場合には、電気主任技術者の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	電気主任技術者は、必ず配置してください。
213	16	4	4.1		受付管理	不審な搬入車等について過去の事例等ありましたらご教示願います。又、搬入基準を開示願います。	現状、特にございません。
214	16	4	4.2	(2)	計量	「本組合及び搬出入業者にその記録を渡すことを可能とする」とありますが、計量システム及びその構成によっては、維持管理性、利便性を考慮し、必ずしも記録を渡す必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	提案を可としますが、紙資料での提出が必要な場合にも対応できるようにしてください。
215	16	4	4.4		資源化物(リン)の配布	売却する場合、売値は貴組合にて検討されると理解してよろしいでしょうか。また、売上は貴組合の収入となるのでしょうか。	前段につきましては、協議により決定する予定です。また、後段につきましては、お見込のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
216	16	4	4.4		資源物（リン）の配布	「受注者は、・・・売却を行なう。」と記載がありますが、資源物は組合が売却し受注者はその補助を行うと考えてよろしいでしょうか。	資源物は、組合が保管し受注者はその売却又は頒布にかかる補助をお願いします。
217	16	4	4.4		資源物（リン）の配布	市民に対して無料配布とは施設内での指定場所受渡しと判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
218	16	4	4.4		資源物（リン）の配布	資源物（リン）の売却先については、受注者により選定するものと考えてよろしいでしょうか。また、荷姿、1袋当たりの数量、年間売却数量等規定があれば、ご教示願います。	前段につきましては、お見込のとおりです。また、後段のうち、荷姿及び1袋当たりの数量については協議により決定し、年間売却数量等規定は、リンの生成可能量により決定する予定です。
219	16	4	4.4		資源物（リン）の配布	資源物（リン）は市民に対して無料配布を行うとありますが、藤枝市在住の方のみ対象との理解でよろしいでしょうか。また市民か否かの確認方法についてご教示願います。	前段及び後段ともに、協議により決定を予定しているため現在のところ未定です。
220	17	5	5.6	(1)	搬出物の性状分析	資源物（リン）の分析頻度についてご教示願います。	肥料取締法公定規格の性状について、10トン以下のロット毎を想定してください。
221	17	5	5.6	(2)	搬出物の性状分析	飛灰等の焼却・処理対象物の分析頻度についてご教示願います。	要求水準書 第二編 2.4.4 焼却残渣に示す内容に加え、水分、大型不燃物割合、大型不燃物中の金属割合、大型不燃物除去試料の熱しゃく減量及び焼却残渣の熱しゃく減量について月次にて確認してください。また、この他に放射性物質（ヨウ素131、セシウム134及びセシウム137）について年4回測定を実施してください。
222	17	5	5.6	(3)	搬出物の性状分析	「資源物（リン）が、・・・受注者の責任より分析及び性状の改善を行う」と記載がありますが、有価として扱う事が出来ない原因が、明らかに搬入物に起因する時は免責されるものと判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
223	17	5	5.7	(2)	資源化業務	「保管したリンは、全量本組合が引き取る」とは、施設内のストックヤードに保管することで、本施設外への移送は無いものと判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
224	17	5	5.7	(2)	資源化業務	「保管したリンは全量本組合が引き取る」とありますが、P2, 1.3 (2) 4) には「受注者は資源化したリンの売却をはじめ、市民への無料配布など実務全般を行う」とあります。どちらが正かご教示願います。	事業者は、組合が引き取ったリンについて、売却や市民への無料配布をはじめ、組合の頒布先の拡大にかかる実務全般を行うものとしてください。
225	18	6	6.2		備品・什器・物品・用役の管理	受注者の物品（備品・什器等）は貴組合の物品会計規則の対象外と判断してよろしいでしょうか。	竣工時に設える什器類については、組合の物品会計規則の範囲内とし、受注者の物品（備品・什器等）は、組合の物品会計規則の対象外です。
226	18	6	6.3 6.4 6.5		報告書の提出	点検・検査計画、点検・結果報告書、補修計画の作成と提出について期限が定められていませんが、速やかに提出するとの理解でよろしいでしょうか。	点検・検査計画及び補修計画は、各年度提出し、それに基づく点検・結果報告書等は、月次にて実績報告することを基本としてください。
227	20	6	6.9	(1)	長寿命化計画の作成	「本業務期間を…作成する」とありますが、15年+1年を業務期間としたライフサイクルコストを考えた場合、予防保全よりも事後保全の方がLCCが安くなると判断できる機器の場合は事後保全+更新を採用するとの理解でよろしいでしょうか。	提案を可としますが、運営期間終了時に要求水準書に示す基本性能を満足することを前提としてください。
228	20	6	6.10	(1)	改良保全	改良保全に関する計画提案が有効と認められた場合は、発生した費用は清算頂けると考えてよろしいでしょうか。	有効か否かの協議によります。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
229	21	7	7.2	(3)	環境保全計画	「本組合に送信する」とありますが、メールでの送信との理解でよろしいでしょうか。	「本組合に提出する。」としてください。
230	24	9	9.4		見学者対応	見学者への対応は、原則貴組合殿が行われ、受注者は貴組合の協力要請に基づき協力・支援を行なうものと判断してよろしいでしょうか。	見学者対応については、原則事業者が対応するものとしてください。
231	24	9	9.5		住民対応	住民への対応は、原則貴組合殿が行われ、受注者は貴組合の協力要請に基づき協力・支援を行なうものと判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
232	1	Ⅱ	2	(1) ア	提案の内容の基礎審査	「～1項目でも満たさない～失格とする。」とありますが、その判断の基準はありますか。	提案書の記載内容が、基礎審査項目を充足しているか確認するものです。
233	-				最低制限価格の設定について	本入札は、「志太広域事務組合最低制限価格取扱要領（平成29年8月1日施行）」に準拠されているものと理解して宜しいでしょうか。具体的な設定について周知願います。 また、設定については同要領、第3条1項に記載の算出方法にて設定されているものと理解して宜しいでしょうか。	No.8 をご参照ください。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
234	様式第3号 様式第4号				委任状（代表企業） 委任状（復代理人）	1社での申請の場合、様式3・4の提出はないと考えて宜しいですか。	様式第3号は不要ですが、様式第4号は必要に応じて提出してください。
235	様式第14-7号				委託料内訳書	「※年間の費用については、平均的な一年間の費用を記述」とありますが、「平均的」の意味を御教示願います。	15年間の平均に修正します。
236	様式第14-7号				委託料内訳書	「※平成29年度価格（消費税及び地方消費税を除く。）で記述」とありますが、ここで示す平成29年度価格が、委託料改定の基準（入札説明書P.14のP i）になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
237	様式第14-7号				委託料内訳書	「単位：千円」となっていますが、本様式と入札書（様式第8号）や事業計画に関する提案書（様式第15-1号）との整合は取れなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	当該様式は、委託料の費用構成を確認する様式であり、様式第8号や様式第15-1号とは、考え方の整合は求めますが、金額の一致は求めません。
238	様式第14-8号				委託料固定料金内訳書	「※費用については、平均的な一年間の費用を記述」とありますが、「平均的」の意味を御教示願います。	No. 235をご参照ください。
239	様式第15-6号				1 損益計算書	入札説明書 p 14 （2）に記載の「平成 33 年度から平成 47 年度までの間、50,187k1 / 年を処理することとして入札価格を算定すること。」とありますが、長期収支計画書の「営業収入」の変動費は、事業年間の15年間 50,187k1 / 年 の同一処理量で、し尿5kL / 日、浄化槽汚泥155kL / 日の比率とした金額で記載すると考えてよろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、将来、し尿及び浄化槽汚泥の比率に変動があっても組合は、その総量に対して支払うものとしします。
240	様式第15-6号				1 損益計算書	長期収支計画書の「営業収入」において、事業年間の15年間 の固定費は、補修費、保守点検費などのSPCの原価は年度で変動しても、この金額は平準化（一律化）した同一額として記載すると思料してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
241	様式第15-6号				1 損益計算書	長期収支計画書の「営業費用」において、事業者の裁量において提出してよろしいでしょうか。	No. 240をご参照ください。
242	様式第15-6号				E I R R	（EIRR欄について） 事業終了まで配当は行わない方針ですが、エクセルのIRR関数を用いて試算した結果、解が得られませんでした。そのような場合、EIRR欄は空欄としてもよろしいでしょうか。	配当を行わない期間のEIRRについては、お見込のとおりです。
243	様式第15-6号				備考3	「千円未満切捨てで記入」とありますが、本様式と入札書（様式第8号）や事業計画に関する提案書（様式第15-1号）との整合は取れなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	端数切捨てによる不一致については、お見込のとおりです。

■基本協定書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
244	3	1			S P Cの設立	SPCの本店所在地を施設完成後に施設所在地に移転させることは可能でしょうか。	原則として認めません。
245	3	1			S P Cの設立	取締役会以外の機関設定に関しては、事業者の任意と判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。なお、会社法の規定に服することにご留意ください。
246	4	1	(1)		株式の譲渡等	「(ただし、設計企業、建設企業又は運営企業のいずれかが、すべて株主でなくなる処分を除く。)」との記載は、「すべての設計企業が株主でなくなる処分、全ての建設企業が株主でなくなる処分又は全ての運営企業が株主でなくなる処分については、貴組合の承諾を得てもなし得ない」とのご趣旨でしょうか。	お見込のとおりです。
247	5	3			特定事業契約	事業契約が不成立となった場合は、次点の事業者が交渉権を獲得するとの理解でよろしいでしょうか。	入札ですので、交渉権は観念されません。
248	7	1			特定事業契約の不調	貴組合又は事業者の責めに帰すべき事由によって、特定事業契約の全部が成立に至らなかった場合は、帰責者は、当該不成立に起因する相手方の損害を賠償する債務を負う必要があるものと考えております。冒頭の「事由の如何を問わず」を「発注者及び落札者のいずれの責めにも帰すべからざる事由により」と修正いただきたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
249	9	2	(3)		秘密保持等	ご記載の条項ですと、情報を開示した者の責めに帰すべき事由により公知となった情報については第3号に該当せず、秘密情報から除外されないこととなりますが、開示者自らの帰責事由によって公知となった情報について、当該情報の受領者が引き続き秘密保持義務を負うことは合理的ではありませんので、第3号を「開示の後に自己の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報」として頂きたく、ご検討をお願いいたします。	お見込のとおりです。協定書において修正します。
250	別紙 1				出資者保証書	「S P Cが・・・適法に志太広域事務組合に設立され」とは、どのようなご趣旨でしょうか。	藤枝市内の趣旨です。基本協定書において修正します。

■基本契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
251	6	6	1		S P Cの運営	予定されている「株式担保権設定契約書」の内容をご教示願います。	今後の検討によります。
252	9	4	1		運営業務	「運営企業に代わってS P Cによる運営業務の遂行を確実にせしめることにつき、後継運営企業候補者から内諾を得た上」とは「基本契約における運営企業の地位及び運営業務に関するS P Cと運営企業との間の契約上の運営企業の地位を後継運営企業候補者が承継することについての、後継運営企業候補者からの承諾を得た上」と理解して間違いありませんでしょうか。	お見込のとおりです。
253	13	1	1		契約の不調	貴組合又は事業者の責めに帰すべき事由によって、特定事業契約のいずれかが成立に至らなかった場合は、帰責者は、当該不成立に起因する相手方の損害を賠償する債務を負う必要があるものと考えております。冒頭の「事由の如何を問わず」を「発注者及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる事由により」と修正いただきたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
254	14	5	1		契約の終了	時の経過による情報の陳腐化を考慮し、基本契約終了後の秘密保持義務（第15条）の残存期間は一定に限定して頂きたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
255	15	2	(3)		秘密保持等	ご記載の条項ですと、情報を開示した者の責めに帰すべき事由により公知となった情報については第3号に該当せず、秘密情報から除外されないこととなりますが、開示者自らの帰責事由によって公知となった情報について、当該情報の受領者が引き続き秘密保持義務を負うことは合理的ではありませんので、第3号を「開示の後に自己の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報」として頂きたく、ご検討をお願いいたします。	お見込のとおりです。契約書において修正します。

■建設工事請負契約書（案）に対する質問への回答

No.	約款	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
256						全体	ご提示のありました建設工事請負契約書（案）には、間接損害についての記載がございません。受注者が間接損害の責任を負わないことを追記していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
257	設計	9	1 2			特許権等の使用	貴組合が、第三者の特許権等の対象となっている履行方法を指定した場合であり、設計基礎書類にその旨の定めがなく、受注者が当該特許権等の存在を知らなかった場合は、当該特許権の使用に関して発生した費用及び損害は貴組合にご負担頂きたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
258	設計	11				管理技術者等	管理技術者「等」とは、具体的に何を想定されていますでしょうか。また、管理技術者の権限の具体的な範囲、内容をご教示願います。	具体の想定はありません。
259	設計	27	1			履行遅滞の場合における損害金等	「工期内に業務を完了」とは、「工期内に本施設の引渡が完了」とのご趣旨でしょうか。その場合、工事約款第42条にも工期内に工事を完成することができない場合の遅延損害金に関する規定が設けられていることから、設計約款第27条は削除いただきたく、ご検討をお願いいたします。	設計の遅延を原因とする工期遅延も想定されることから、原案のとおりとします。なお、特段の提案がない限り、工事についてのみ工期を定めますので、工事約款第42条に従うこととなります。
260	設計	27 34	2 1 2			履行遅滞の場合における損害金等 保険	「財務大臣が決定する率」とは、「政府支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条1項の規定に基づき財務大臣が決する率」を指すとの理解で宜しいでしょうか。また、「財務大臣が決定する率を乗じ」る対象は何を想定されていますでしょうか。	前段についてはお見込のとおりです。後段についてはNo.259をご参照ください。
261	工事	8	1 2			特許権等の使用	貴組合が、第三者の特許権等の対象となっている工事材料、施工方法を指定した場合であり、入札説明書等にその旨の定めがなく、受注者が当該特許権等の存在を知らなかった場合は、当該特許権の使用に関して発生した費用及び損害は貴組合にご負担頂きたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
262	工事	18	1	(1)		条件変更等	「（これらの優先順位が定められている場合を除く。）」とあります。入札説明書等の優先順位についてご教示願います。本工事約款が建設工事にあたっては最上位にくるとの認識で宜しいでしょうか。	本約款1条の適用があります。
263	工事	18	5			条件変更等	条件変更の原因が、貴組合の責めに帰すべきことが明らかな事由ではない場合であっても、受注者にとってコントロールできない事由により条件変更が必要になる場合もあり、かかる場合においては、条件変更により発生した費用は、本事業の主体である貴組合にご負担頂きたいと考えております。但書を「ただし、当該入札説明書等、提案書又は設計図書の前訂又は変更が受注者の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りでない」等とご修正いただきたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。

No.	約款	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
264	工事	19	3			設計図書の変更	設計図書の変更の原因が、貴組合の責めに帰すべきことが明らかな事由ではない場合であっても、受注者にとってコントロールできない事由により変更が必要になる場合もあり、かかる場合においては、当該変更により発生した費用は、本事業の主体である貴組合にご負担頂きたいと考えております。 但書を「ただし、当該設計図書の変更が受注者の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りでない」等とご修正いただきたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
265	工事	27				一般的損害	損害賠償に関する限度額の記載がございません。損害賠償の限度額を請負金額の10%以内としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
266	工事	28	1			第三者に及ぼした損害	損害賠償に関する限度額の記載がございません。損害賠償の限度額を請負金額の10%以内としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
267	工事	28	3			第三者に及ぼした損害	第三者に損害が生じた場合で、発注者、受注者いずれの責にも帰さない事由や、いずれの責に帰すのか不明な事由については、貴組合と協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか？	本項の適用場面であれば協議に応じます。
268	工事	29	4				本項の内容は「損害合計額のうち請負代金総額の100分の1と同額までは受注者が負担する事」と理解してよろしいでしょうか。その場合、受注者の負担があまりに過大になる恐れがありますので、「損害発生年度における出来高予定額の100分の1と同額までを受注者が負担する」とさせて頂く事は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
269	工事	41	1			瑕疵担保	瑕疵が重要でなく、修補に過分の費用を要する場合の取り扱いにつき、民法第634条但書に従い、引渡完了後3年経過前においても修補の請求はなし得ないものとして頂きたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
270	工事	41	2			瑕疵担保	その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。となっております。「故意又は重大な過失」を判断する基準が明確でないため、本文を削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
271	工事	42	1			履行遅滞の場合における損害金等	損害賠償に関する限度額の記載がございません。損害賠償の限度額を請負金額の10%以内としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
272	工事	46	1			解除に伴う措置	契約が解除された場合、出来高部分のみ請負代金を受注者に支払うとなっております。出来高部分に加え、手配（発注）済み機器のキャンセル費用についてもお支払いいただけますでしょうか。	組合の出来高算定基準によります。

No.	約款	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
273	工事	49				あっせん又は調停 仲裁	<p>貴組合との間で紛争が生じた場合、静岡県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停を受けることとし、そこでも解決する見込みがない時は同審査会の仲裁判断に服するとありますが、基本契約書第16条には、紛争が生じた場合、貴組合の事務所の所在地を管轄する地方裁判所にて行うとの記載がありますし、また本契約書第2条10項にも地方裁判所で行うとの記載があります。</p> <p>本契約書第7条に契約書間に矛盾又は齟齬がある場合、基本契約書、建設工事契約書の順に解釈が優先されるとあるので、紛争の解決は地方裁判所で行うとも読めますが、工事約款上の紛争と基本契約上の紛争は対象が異なり相互に齟齬がないと解釈し、建設工事において紛争が生じた場合は、やはり静岡県建設工事紛争審査会にて行うとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	基本契約書と建設工事請負契約との関係はお見込のとおりであり、建設工事請負契約上の紛争は、静岡県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停を受けることとなります。

■運営委託契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
274	4	1	(5)		契約の保証	履行保証保険の期間は最長5年なので、5年毎の更新を事業期間においておこなうものとしてよろしいでしょうか。	認めます。
275	4	2			契約の保証	「保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上」とありますが、第45条で違約金の額が「年間委託料金額の10分の1に相当する額」と規定されていることに鑑み、保証金額又は保険金額を「年間委託料金額の10分の1以上」と修正戴けないでしょうか。	契約書において、「年間委託料金額の10分の1以上」と修正します。
276	4	2			契約の保証	「調査基準価格」とありますが、詳細は後日ご提示されるものと考えてよろしいでしょうか。 なお、建設工事についても同様に「調査基準価格」の設定があるものと判断してよろしいでしょうか。	No.8をご参照ください。
277	4	2 4			契約の保証	「請負代金額」は「業務委託料」と読み替えてよろしいでしょうか。	No.275を参照してください。
278	5	5			本施設より搬出する資源物の量及び質	一般の持ち帰りの資源物の量及び質については分析・管理はしなくてよいと思料しますが、よろしいでしょうか。	「一般の持ち帰りの資源物の量」がリンを意味している場合、発生したリンの分析及び管理は事業者が実施してください。また、一般の方々に配布するリンの量については組合が管理します。
279	6	3			業務の範囲	受注者のコントロールし得ない事に基づき、業務範囲が変更された場合は、これによって生じた増加費用及び損害は貴組合においてご負担頂けるものと理解して間違いありませんでしょうか。	発注者に原因がある場合には発注者が負担します。
280	9	2			緊急時の対応等	受注者が行う協力にかかる費用のうち、受注者が業務委託料の範囲内で負担することが適当でないものについては、貴組合においてご負担頂きたく、ご検討をお願いいたします。	変動費で対応します。
281	22	2 3 4			料金の徴収	第1項で「発注者が資源物を有価で販売する場合・・・需要家から発注者が定める料金を徴収」とあり、ここで徴収した料金を「搬入料金」と規定していますが、意味が分かり辛いため「販売料金」など、文言を修正戴けないでしょうか。	契約書において修正します。
282	23	1			業務の履行責任	「理由の如何を問わず」とありますが、発注者、受注者いずれの責にも帰さない事由や、いずれの責に帰すのか不明な事由については、貴組合と協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	本項のただし書きに該当する場合又は発注者の責めに帰すべき事由であることを受注者が明らかにした場合に限り、発注者は協議に応じます。
283	26	1			第三者への賠償	「受注者に帰すべき事由」とは「受注者の責めに帰すべき事由」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
284	26	1			第三者への賠償	第三者に損害が生じた場合で、発注者、受注者いずれの責にも帰さない事由や、いずれの責に帰すのか不明な事由については、貴組合と協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	発注者の責めに帰すべき事由であることを受注者が明らかにした場合に限り、協議に応じます。
285	31	3	(1)	イ	法令変更によって発生した費用等の負担	消費税率の変更は本条の範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。委託料の改定により対応します。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
286	34	1				「この契約の終了後1年間にわたり継続して実施可能な状態」とあります。これは、発注者又は発注者が指定するものにより第33条第2項の引継項目から逸脱した事象が発生した場合はその限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	33条2項の規定と本項の義務は直接関係しません。
287	34	2			検査	契約終了の日「から起算して20日以内に」本施設の明渡しの準備を整え、貴組合に通知しなければならないものとされておりますが、契約終了の日「の20日前までに」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。契約書において修正します。
288	35	4			発注者の解除権	貴組合に支払う違約金は、同条2項における独禁法上の排除措置等が確定した当該年度の業務委託料の10%(契約保証金相当額)と理解してよろしいでしょうか。	本条第2項による解除の場合であっても、第4項の適用があります。
289	37				不可抗力又は法令変更による契約解除	「業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる・・・」とあります。過分の費用とはどの程度を想定されていますでしょうか。	具体個別の判断となります。
290	45	1	(1)		契約が解除された場合等の違約金	「前々条」との記載は、「第35条」と読み替えて宜しいでしょうか。	43条の趣旨です。
291	46				賠償金等の徴収	「損失補償金」とは、どのようなものを指しているのか、ご教示願います。	削除し、契約書において修正します。
292	別紙1				モニタリング実施要領等	「※入札説明書より転記する」とありますが、転記する部分を具体的に記載願います。	入札説明書別紙3を想定しています。
293	別紙2				委託料	「※入札説明書より転記する」とありますが、転記する部分を具体的に記載願います。	入札説明書VI7(2)(3)を転記するとともに提案金額等を記載する想定です。
294	別紙3	(2)			火災保険	火災保険は、事業者ではなく、貴組合にて加入するものと理解しますがいかがでしょうか。	火災保険の付保は受注者の義務です。
295	別紙3	(2)			火災保険	火災保険の付保対象が「提案による」と規定されており、貴組合では建物火災共済に加入される旨の記載(入札説明書P.15)されていることから、火災保険と火災共済が重複することも想定されますが、よろしいのでしょうか。	お見込のとおりです。
296	別紙3	(2)			火災保険	DBO事業においては、施設の所有権は建設工事完了後、所有権は発注者に移転するので、原則として所有者の付保する火災保険との二重の付保はできません。入札説明書P15(5)保険にて貴組合は「本施設の所有者として、本施設に係る建物災害共済に加入する。」と記載され、施設の火災保険はこれで付保されますが、それ以外の火災保険の付保すべき範囲を御教示願います。	火災保険の付保は受注者の義務です。
297	別紙4				不可抗力の場合の費用分担	「不可抗力が生じた場合、1事業年度中に発生した増加費用又は損害の100分の1に至るまでは発注者が負担するものとする」とあります。これは「1事業年度中に発生した増加費用、損害にかかる費用を一旦受注者にて立替払をし、事業年度末に100分の1を超える金額につき受注者へ請求する」との理解でよろしいでしょうか。	第29条は乙の損害に対する規定です。原案のとおりとします。